

第 20 回アジア競技大会選手村後利用等に関する民間研究会対話事業者募集要項

第 1 章 募集の概要

1-1 民間研究会について

2026 年に開催する「第 20 回アジア競技大会」のメイン選手村候補地となっている名古屋競馬場跡地において、大会後の選手村後利用に進出意欲がある民間事業者（以下「対話事業者」という。）と対話を行う場として、民間研究会を設けます。

1-2 募集の目的

民間研究会に参加を希望する対話事業者を募集します。対話により選手村後利用のニーズや実現性を把握するとともに、選手村後利用や選手村整備及び事業者募集の参考とします。

1-3 募集の方法

提案付き公募（応募の参加条件及び選定あり。第 4 章 4-2 及び第 5 章参照）

1-4 事業の対象地

名古屋競馬場（名古屋市港区泰明町 1-1）

別紙 1「名古屋競馬場周辺の概況について」参照

1-5 後利用の方向性

後利用の方向性（素案）を基本とし、今後民間研究会において頂いた意見を踏まえ、後利用基本構想を策定します。

別紙 2「後利用の方向性(素案)」参照

1-6 事業スケジュール（予定）

平成 30 年度 対話事業者との対話（民間研究会）の実施

平成 31 年度～ 選手村後利用及び選手村整備事業者の募集

平成 34 年度 名古屋競馬場移転

競馬場撤去後に選手村後利用及び選手村に関する施設を整備

平成 38 年度 第 20 回アジア競技大会開催（選手村運営）

大会後に選手村後利用に関する施設改修及び整備

第 2 章 民間研究会の実施

2-1 民間研究会

(1) 構成員

本募集で選定された対話事業者、事務局（アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会（以下「合同準備会」という。）、独立行政法人都市再生機構中部支社）

(2) 実施方法

個別で対話を行います。ただし、対話状況により他の対話事業者を交えた複数での対話を行う場合があります。

2-2 対話の内容

以下の事項について、事務局と対話事業者が対話を行います。

- (1) 選手村後利用のニーズや実現性
- (2) 選手村後利用の施設規模・配置等
- (3) 後利用を実現するための土地の売買、賃借等の条件や道路等の基盤整備、法規制の制限、緩和等
- (4) 選手村として一時使用が可能な後利用施設については、施設を貸借する上での条件、改修・除却方法等
※選手村については別紙3「選手村に必要となる主な施設」参照
- (5) 選手村後利用及び選手村整備の民間事業者募集に関する条件等

2-3 対話（民間研究会）期間

対話事業者決定後（6月中旬頃）から平成30年12月21日（金）まで

※対話回数については、提案内容に応じて6回程度を予定しています（実施の詳細は別紙4参照）。

2-4 対話内容の公表

対話期間（上記2-3参照）終了後、対話結果（概要）を公表します。また、対話期間中においても、対話内容を公表する場合があります。ただし、公表する内容は対話事業者に事前に確認を行います。

2-5 費用負担

募集に関する書類作成等及び対話に伴う費用は、対話事業者の負担とします。

※会議室については事務局側で用意します。

2-6 その他

- ・ 対話事業者の提案等は、今後予定している選手村後利用及び選手村整備事業者の募集に関する条件等に可能な範囲で考慮する予定です。
- ・ 対話事業者となることが、今後予定している選手村後利用及び選手村整備事業者の選考に影響するものではありません。

第3章 対話事業者の募集

3-1 応募者の構成

- ・ 単独の法人又はグループのいずれかで申し込むものとし、グループで申し込む場合は、代表法人を定めてください。

- ・ 一の民間事業者は、本募集について複数の申込みができません（一の民間事業者が複数のグループへ参加することはできません）。

3-2 応募者の参加要件

- (1) 下記のア～ウについては全ての要件を満たすことが必要です。下記のエ～クについては提案内容に応じて各要件を満たすことが必要です。

①共通事項

- ア 選手村後利用検討に取り組む意欲を有すること
- イ 将来において選手村後利用の事業者として進出意欲があること
- ウ 選手村後利用で整備する施設を選手村として一時使用することを必要に応じ承諾すること

②住環境整備に関し提案する方

（住居整備に関し提案する方）

次に掲げる要件を満たす法人であること

- エ 平成15年から平成29年のいずれかの年において、日本国内における新築の集合住宅（分譲・賃貸マンション）の供給（販売又は整備）実績が1年当たり100戸以上である、もしくは新築の戸建住宅の供給（販売又は整備）実績が1年当たり50戸以上であること

（生活利便施設等整備に関し提案する方）

次に掲げる要件を満たす法人であること

- オ 提案内容と同種・類似の事業を既に実施している者で、事業の延べ床面積が2,000㎡程度以上の事業実績を有する者

③先導施設整備に関し提案する方

提案内容と同種・類似の事業を既に実施している者で次に掲げる要件のいずれか一つ以上を満たす法人であること

- カ 都市・交流施設整備に関し提案する者は、事業の延べ床面積が2,000㎡程度以上の事業実績を有する又は今後新たに事業を実施する意向がある者
- キ 産業・ビジネス施設整備に関し提案する者は、事業の延べ床面積が2,000㎡程度以上の事業実績を有する又は今後新たに事業を実施する意向がある者
- ク 学び・スポーツ施設整備に関し提案するものは、事業の延べ床面積が2,000㎡程度以上の事業実績を有する又は今後新たに事業を実施する意向がある者

※上記ア～ウの要件については、グループでの申込みの場合、当該グループの全ての構成員が満たしていなければなりません。

※上記エ～クの要件については、グループでの申込みの場合、当該グループの構成員の一が満たしていれば、他の構成員については不要とします。

- (2) 応募者は、次の全ての要件を満たしてください。なお、グループで申し込む場合、グループの全ての構成員がいずれの事項も満たすことが必要です。

ア 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること

イ 国税及び地方税を滞納していないこと

(3) 次に掲げる事項に該当する場合は、応募及び対話の資格を失うものとします。
なお、グループで申し込む場合、グループの構成員の一がいずれかの事項に該当すれば、当該グループが本募集に関する応募及び対話の資格を失うものとします。

ア 申込みに必要な書類に虚偽の記載をした場合

イ 申込期間中に申込みに必要な書類を提出しなかった場合

ウ 本要項に違反すると認められた場合

エ その他不正な行為が行われたと合同準備会が認める場合

3-3 説明会

次のとおり説明会を開催します。（説明会への出席は応募の必須条件ではありませんが、可能な限り出席してください。）

(1) 開催日時

平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 2 時から

(2) 実施場所

名古屋市役所 東庁舎 5 階 大会議室

(3) 参加申し込み方法

参加希望者は、平成 30 年 5 月 22 日（火）午後 5 時までに、本要項の末尾記載の宛先まで電子メールにより連絡してください。

※タイトルは「第 20 回アジア競技大会選手村後利用に関する対話事業者募集説明会参加申込」とし、本文中に、(ア) 貴社名又は所属名、部署名 (イ) 参加者氏名（1 者 2 名までとする）、(ウ) 連絡先（電話、メールアドレス）を記載してください。

3-4 質問及び回答

(1) 質問

受付期間 平成 30 年 5 月 18 日（金）から 25 日（金）午後 5 時まで

質問は、電子メールにより受け付けます。その際、本要項の末尾記載の宛先まで電子メールによりお送りいただき、電話にて着信の確認を行ってください。

(2) 回答

回答日 平成 30 年 6 月 5 日（火）

質問への回答は、説明会に参加又は質問した全ての方に、説明会及び電子メールで頂いた全ての質問事項とその回答を電子メールにより送付します。質問内容が重複しているものは、合同準備会で整理の上、回答します。

説明会及び電子メールで頂いた全ての質問事項とその回答は愛知県及び名古屋市の公式ホームページへも掲載します。

(3) 電子メールの件名等について

質問の電子メールの件名は次のようにしてください。

「第 20 回アジア競技大会選手村後利用等に関する対話事業者募集（質問）所属名〇〇」

※メール本文には質問の他、貴社名又は所属名・部署名・担当者と連絡先（電話、メールアドレス）を記載してください。

3-5 応募書の提出

(1) 書類の様式等

応募者は、次の書類を本要項の末尾記載の提出先に持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出してください。

ア 応募申込書＜様式 1-1＞

（グループで応募申込みを行う場合は＜様式 1-2＞）

イ グループ構成員表＜様式 2＞

（グループで応募申込みを行う場合のみ提出）

ウ 後利用提案書＜様式 3＞

（記載方法については下記「3-6 後利用提案書」のとおり）

エ 法人概要を記したパンフレット類

オ 事業経歴書＜様式 4＞

カ 事業実績確認申請書＜様式 5＞

（注 1）提出にあたりその他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可とします。

（注 2）応募申込み後のグループの構成員の変更は認めません。

（注 3）応募申し込み後の差し替え及び再提出は認めません。

(2) 提出部数

次の区分に応じて、それぞれ指定する部数を正本 1 セット、副本 6 セットを提出してください。

- ・アに掲げる書類 1 部
- ・イに掲げる書類 1 部
- ・ウに掲げる書類 1 部
- ・エに掲げる書類 各構成員について 1 部
- ・オに掲げる書類 各構成員について 1 部
- ・カに掲げる書類 1 部（グループで応募申込みを行う場合は「3-2 応募者の参加要件」を満たす全ての構成員について提出すること）

(3) 提出期間

平成 30 年 5 月 18 日（金）から 6 月 21 日（木）（必着）まで
（閉庁日を除く午前 9 時～午前 12 時及び午後 1 時～午後 5 時）

3-6 後利用提案書

(1) 提案内容

別紙2「後利用の方向性(素案)」を踏まえた提案をしてください。

提案事項として、下記の①共通事項は必須とします。②と③については、進出意向に応じ、いずれか1つ、もしくは両方を選択のうえ、事業規模、事業内容等を提案してください。また、④は自由提案とします。

対話事業者の選定にあたり、提案事項の①、②、③を評価の対象とします(④は評価の対象外)。

提案事項の内容及び提案パターンは以下のとおりです。

ア 提案事項の内容

①共通事項

(ア) 後利用のコンセプト、事業の実施意向区域

②住環境整備

(イ) 質の高い住環境整備を実現する住居整備の内容・コンセプト

(ウ) 生活利便施設、医療・子育て・福祉系施設整備の内容・コンセプト

※上記(イ)(ウ)の中から1つもしくは2つを組み合わせで提案可

③先導施設(地域の核となる施設)整備

(エ) (都市・交流施設)

大型商業施設などの魅力形成に資する集客系施設整備

(オ) (産業・ビジネス施設)

新規企業育成拠点、企業の共同研究所など新たなビジネス起点となる施設整備

(カ) (学び・スポーツ施設)

大学、スポーツ・健康福祉系教育機関、プロスポーツ等のアリーナなど愛知・名古屋の新たなシンボル形成に寄与する施設整備

※上記(エ)～(カ)の中から1つもしくは2つ以上を組み合わせで提案可

④自由提案事項

(キ) 跡地周辺のまちづくり、環境・エネルギー、防災・減災、後利用施設の選手村一時使用等

イ 提案パターン

	提案内容			
	①	②	③	④
パターンA	◎	○		
パターンB	◎	○		▲
パターンC	◎		○	
パターンD	◎		○	▲
パターンE	◎	○	○	
パターンF	◎	○	○	▲

◎必須提案事項

○選択提案事項

▲自由提案事項

(2) 記載方法

後利用提案書＜様式 3＞には、以下の内容を記載してください。

項目	内容
企業名 (グループ名)	単独での応募の場合は企業名を、グループでの応募はグループ名を記載してください。 ※グループで応募の場合は、グループ名の後に () 書きで代表法人名と参加企業者数を記載してください。 (例) (〇〇会社 他 3 者)
タイトル(後利用のコンセプト)	提案いただく後利用のコンセプトタイトルを記載してください。
説明文等	どのような考えからコンセプトを決定したのか説明してください。
提案事項	提案する事項すべてにチェックしてください。
提案内容	事業規模、事業内容、事業の実現性など、記載可能な内容を記してください。
事業進出意向 区域図	事業の進出意向がある敷地の範囲を赤実線で示してください。 事業進出にあたって、道路等の基盤整備の必要があると思う場合は、その位置を示してください。 ※図に示す縮尺で図示してください。

(3) 留意事項

公表を前提とした資料であるため、公表により自社（グループ）に不利益になるような情報など、非公表としたい事項については記載する必要はありません。

ただし、非公表としたい事項についても、様式は自由とし A4 判 1 枚または A3 判 1 枚に限り提出することができます。

第 4 章 対話事業者の選定

4-1 選定方法

対話事業者の選考は、合同準備会が設置する対話事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。選定委員会は、応募者から提出された後利用提案書等を基に、総合的に書面審査して対話事業者を選定します。

4-2 対話事業者の決定

合同準備会は、選定委員会の選定結果に基づき、複数者（最大 15 者（グループ）程度）を対話事業者として決定します。

4-3 審査結果通知書の交付

応募者には、6 月下旬頃に「審査結果通知書」を郵送にて交付します。

4-4 対話事業者等の公表

対話事業者として決定した者の名称及び本募集で提案いただいた「後利用提案書」は公表します。

【問合せ・書類提出先】

アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局

(名古屋市総務局総合調整部アジア競技大会推進室内)

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番地1

電話 052-972-2222 (ダイヤルイン)

E-mail: asiangames2026@somu.city.nagoya.lg.jp

参考 募集及び選定の流れ

